

測量・建設コンサルタント等  
入札参加資格を登録されている皆様へ

平成25年4月  
大阪府住宅まちづくり部タウン推進局

## おしらせ

大阪府住宅まちづくり部タウン推進局では、平成25年度以降に発注する建設コンサルタント業務等において、配置技術者の資格要件を明確にし、下記のとおり公告時に入札参加資格として要件を定めます。

なお、建設コンサルタント業務の実施にあたっては、「土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、「管理技術者」と「照査技術者」を兼ねることを認めていないため、有資格者が2名以上必要ですのでご注意ください。

### ○建設コンサルタント業務

(例: 該当する業務が「建設部門一道路」の場合)

#### 『管理技術者、照査技術者』

入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）

- ①技術士 建設部門または総合技術監理部門（建設部門の選択科目に限る）
- ②シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（道路部門）
- ③国土交通省認定技術管理者（建設コンサルタント登録規程により道路部門に認定された者）

### ○地質調査業務

#### 『管理技術者』

入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）

- ①技術士 建設部門または応用理学部門、総合技術監理部門（建設部門の選択科目または応用理学部門の選択科目に限る）
  - ②シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（土質及び基礎部門または地質部門）
  - ③国土交通省認定技術管理者（地質調査業者登録規定により認定された者）
  - ④地質調査技士
- ④については、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含みかつその範囲が、共通仕様書の第602条第2項から第4項までの場合のみ適用

※なお、港湾関係の業務については、業務の内容により、「港湾海洋調査士」、「水路測量技術」などの資格要件を、上記の内容に加えて設定する場合があります。